

団体交渉速報 その⑥

「問題はそのあり方や評価のしかた」(駒田)

# 「間に挟まった人は苦勞する」

駒田学長も認めた

## 部局間を移動する教員の労働条件

# むだな仕事をしなくても

### 「学部長がどう認識しているのかが問題」

\*先月13日の学長との団体交渉の記録の続編です。今回は、「部局間を移動する教員の労働条件」です。大学や各部署がその労働時間等を把握する必要がありそうです。

組合 知っておいてほしい 学部長からみて、その人が問題がある。つまり、他の部局と兼任の人が増えている。一つの部局で仕事が増えるといつものもあるがむしろ、他の部局との兼任。しかししたとせば他の雇用主の下で働く場合に、元の会社でどんな働き方しているのか見えてこないのと同様に、

このあたり大学当局は把握しているのだろうか。把握しているのだらうか。把握しているとしたらどのよう調整するのか。この問題を可視化し、配慮いただきたい。

学長 難しい問題。労働時間自体は管理できる。兼務の時間も含めて。たとえば8時間を人文で何時間でその他で何時間というのをどうコントロールするかは難しい問題。むだなことをやっているわけではない。役立っているし、非常に貴重な働きをしている。それを学部長が認識しているかどうか問題。それは両部局の理解がないと、その間に挟まる方が問題。

## 法人統合

と岐阜大と名古屋大

# 今年度末に結論？

新聞報道によると、名古屋大と岐阜大が先週18日、国立大学法人統合へ向けた検討協議会の初会合を名古屋大で開いたとのこと。今年度末を目安に結論を出すことされています。

この問題は、名古屋大学が指定国立大学法人に指定された先月20日の直後の22日の新聞報道以来、不安の原因となっています。また中教審も3月27日の会合で、今年の秋頃の答申に向けて、大学の連携・統合等に関する議論を進める機会均等を破壊する可能性

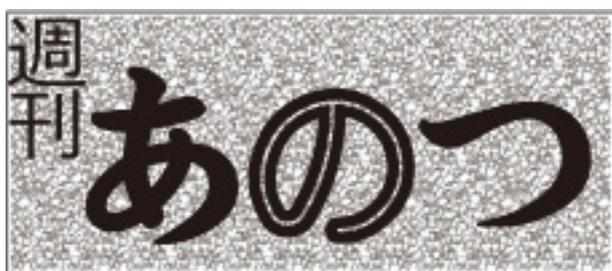
### 三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2018年 4月24日 (火) 第217号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com



## ○無期労働契約への転換について

労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。

なお、無期労働契約への転換申込みの手続きについては、本学ホームページ（人事労務チームからのお知らせ）に掲載しています。

※規程は本学ホームページ「三重大学規則集」に掲載しています。

<http://www.mie-u.ac.jp/gakunai/kisoku/index.htm>

## 【問い合わせ先】

三重大学企画総務部人事労務チーム

内線 2164, 9014

E-mail [j-jinji@ab.mie-u.ac.jp](mailto:j-jinji@ab.mie-u.ac.jp)

辺野古新基地建設における建造物高さ制限違反報道に際し、国立沖縄工業高等専門学校（沖縄高専）を始めとする沖縄県内のすべての教育機関の安全確保を求める声明

2018年4月11日

北海道教育大学函館校教職員組合

2018年4月9日、「沖縄県名護市辺野古の国立沖縄工業高等専門学校（沖縄高専）の校舎が、辺野古新基地の周辺に設定される建造物高さ制限を超えている」、「米軍基準で危険とされる空間に、もともとあった高専が取り込まれる」ことが報道された（引用元：『沖縄タイムス』）。

この事態は、同校の学生、教職員、その他市民の安全を脅かすものであり、同校の自由かつ民主的な教育や研究活動を阻害するものである。

昨年2017年には、米軍普天間飛行場周辺の緑ヶ丘保育園や普天間第二小学校に米軍ヘリの部品が落下したが、米軍ヘリは学校上空を飛び続け、しかも、同園や同校はいわれのない誹謗中傷に曝されている。特に高等教育機関については、2004年の沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故が記憶に残るところである。

沖縄戦～米国統治下～復帰後を通じ、戦争や軍事的支配の下、沖縄の教育機関や教育者、子どもや学生における犠牲や辛苦はいうまでもないが、少なくとも上記のような比較的最近の事件・事故に対し、同じ教育・研究の場で働く教育者・教育労働者であるわれわれは、じゅうぶん理解に努め、連帯を目指してきたかどうかは疑問である。

われわれは、北海道の若者や子どもの人権と沖縄の若者や子どもの人権とがつながり、かつ、一つのものであることについて、認識を新たにしたい。

その上で、われわれは、学問の自由や大学の自治にもとづく教育や研究活動、労働者の権利を守るための取り組みを通じ、自由で平和、民主的な社会の建設と発展に寄与せんとする教育者・教育労働者として、日本政府、および、米国政府に対し、国立沖縄工業高等専門学校（沖縄高専）を始めとする沖縄県内のすべての教育機関の安全確保を強く求めるものである。

以上

## 高専の安全確保を求める声明を発売 （北海道教育大教組）

アメリカ海兵隊の沖縄・辺野古新基地建設強行に際し、北海道教育大教組が左記声明を発売しました。

非常勤講師の雇用条件通知書に  
ウラ面に、上記の記載がない  
されています。3月13日の  
行使しやすいように委嘱  
されています。

非常勤講師の委嘱状の  
団体交渉での人事労務チー  
ムの粟生副課長が「権利を  
ムの粟生副課長が「権利を  
る」との発言が、かたちに  
状のウラ面にその旨記載す  
なりました。

また、教養教育院の非常勤講師控室では、院長の名で無期転換権行使ができる旨の掲示がされています。安心して働き続け、質の高い教育を保障する、大きな一歩です。